

令和3年度 第4回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和3年度第4回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和3年7月27日(火) 14:00~14:50	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 8 久保田 守 9 小原 正清		
欠席委員	4 下河内 昭博		
出席者 総 数	出席委員 9名 欠席委員 1名		
事務局 職 員	事務局長 藤田 幸広 書 記 兼平 美樹 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕 (兼 農林水産課)		
傍 聴 者			
議 事 録 署名委員	3番 山田 隆見 5番 川尻 一行		
提出議題	議事 諸報告 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第14号 非農地証明の申請について 議案第15号 空き家付き農地指定登録申請について 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項		

1 開 会

事務局長 只今から令和3年度第4回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は9名中、欠席者数1名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 どうも皆様お疲れ様です。暑い中ですが、会議進行に御協力をお願いします。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、小原会長よろしく願いいたします。

2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては3番の山田委員と5番の川尻委員を指名させていただきます。なお、書記に藤田事務局長、兼平、佐山、久保の4名を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告です。事務局の方から何かございますか。

兼平書記 審議する事案について説明します。1つ目は、太陽光について、2つ目は、農地集積の取組みについて、3つ目は、農地法第3条、第4条、第5条の許可申請について、4つ目は、空き家付き農地指定登録申請について、5つ目は、非農地証明の申請について、6つ目は、農用地利用集積計画の決定についてです。太陽光についてから説明します。

佐山書記 太陽光発電設備について、説明させていただきます。先月の総会にて第5条申請で江田島町〇〇の案件です。ビニールハウス2棟に挟まれた農地を転用して太陽光パネルを設置する件で、特に南側のビニールハウスに太陽光パネルの反射熱で、温度が上昇するのではなかろうかという事案です。こちらに覚え書といたしまして、太陽光設置業者から提出していただきました。両方の隣接するビニールハウスの農地所有者に、太陽光発電設備を建設することを周知しましたとありますので、今回の事案は問題解決としますが、これからも現地確認に行った際に気になる点がありましたら、指摘してください。我々は、農地を守っていく立場でありますから現地確認の徹底について、よろしく願いします。以上です。

兼平書記

続きまして、農地集積の取組みについてお願いします。

農林水産課 久保

産業部農林水産課の久保です。私の方からは、沖美町沖地区における農地集積の取組み「レモン栽培における企業誘致」について、御報告させていただきます。右上に令和3年7月27日 産業部農林水産課と記載された資料を御覧ください。2月に開催されました令和2年度第11回農業委員会総会において、沖美町沖地区で株式会社Aのレモン栽培における企業誘致について、御報告いたしました。その報告を行った段階では、農地の地権者に貸し付けの交渉をしている最中でしたが、最終的に36人の地権者から同意を得られ、その地権者が所有する82筆、約6.7haの農地を集積することが出来ました。また、今月の13日に泊野産業部長、藤田農林水産課長と私とで株式会社Aの社長と面会しまして、先程の農地集積状況をお伝えしたところ、参入に向けて舵を切って行きたいと、江田島市への企業参入の明確な意思を表明されました。それから集積した農地は、8地区に分散されており大きい地区で約1.2haのまとまった農地となっております。おおまかではありますが、8地区の農地の所在につきましましては、真ん中の航空写真にて確認してください。また、8地区の大字、小字、面積についても真ん中の表を御覧ください。続きまして、今後の予定について説明いたします。先程の約6.7haの集積した農地を関係機関、Aと協議していきまして、計測する範囲を決定し、令和4年6月頃に農地の地権者と一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団 農地中間管理機構との農用地利用集積計画を策定しまして、農地中間管理権を取得します。その後、農地を換地・造成するに当たり、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択申請を同年11月に行います。この先は予定ではありますが、令和5年4月頃から6月に農地を造成する事業の採択を見込んでおります。同年12月頃に農地造成等の工事に着手する予定であります。最後に工事完了後の令和6年10月頃に農用地利用配分計画によって、農地中間管理機構からAに賃借権を設定することにより、鈴生が営農開始することになります。以上で農林水産課からの報告を終了します。

久保田委員

Aという会社の所在と業種を詳しく教えてもらえませんか。

農林水産課 久保

本社は静岡県にある法人で、広島県では安芸高田市で6haから7haの農地でレタスを栽培しています。

久保田委員

江田島市に事業所を設けないのですか。江田島市で耕作して他の市町で税金を納めたら、意味が無い気がしますね。賃借権は何年位を見込んでいるのでしょうか。

農林水産課 久保

レモン栽培になれば、出荷の際に選果場も必要になりますから、今後、協議されていくと思います。賃借権の設定は、Aの意向で25年間です。

事務局長

他に質問等ございませんか。

兼平書記 それでは議案に戻りたいと思います。小原会長、お願いします。

議 長 日程第4の議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

兼平書記 議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和3年7月27日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。
番号1、譲渡人、B、住所、広島市安佐北区、職業、パート。
譲受人、C、住所、江田島町〇〇__丁目、職業、農業。
所在地、江田島町〇〇__丁目__番__外2筆、面積は1,162㎡。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「市外に居住しており、農地の適正な管理が困難なため、有償で譲受人に譲り渡す。」譲受人は「申請地周辺の農地を所有しており、営農の規模拡大のため譲り受ける。」
議案第11号、受付番号1番、所有権移転、譲渡人、B、譲受人、C。調査書に表記されているとおり、問題は見受けられません。以上、この申請は適正であると思われれます。御審議をお願いします。

議 長 山田委員、お願いします。

山田委員 5月の総会で許可した農地の近隣にある休耕地ですので、規模拡大で耕作してもらえば遊休農地の減少になり、ありがたいと思いました。よろしくをお願いします。

議 長 他に質問等ございますか。

委 員 無しの声有り。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とさせていただきます。事務局は次をお願いします。

兼平書記 番号2、譲渡人、持ち分1/2D、住所、広島市佐伯区〇〇、職業、パート。
譲受人、持ち分1/2E、住所、能美町〇〇、職業、国家公務員。
所在地、能美町〇〇字●●__番__の1筆、面積は420㎡。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「市外に居住しており、持ち分1/2は相続により取得した。今までも農作業等の管理は共有者に任せていたため無償で譲り渡す。」譲受人は「譲渡人の希望により譲り受け、今後も続けて耕作する。」
議案第11号、受付番号2番、所有権移転、譲渡人、D、譲受人、E、調査書に表記されているとおり、特に問題は見受けられません。以上、この申請は適

正であると思います。御審議をお願いします。

議長 久保田委員、お願いします。

久保田委員 特に問題はありません。

議長 他に質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することについて賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とさせていただきます。事務局は次をお願いします。

兼平書記 番号3、譲渡人、F、住所、安芸郡〇〇、職業、無職、譲受人、G、住所、能美町〇〇、職業、会社員。

所在地、能美町〇〇字●●__番__の1筆、面積は1,213㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「市外在住で適正な管理が困難なため、譲受人に有償で譲り渡す。」譲受人は「当該地は自宅に隣接する農地であり、荒れ地状態を未然に防ぐため当該地を譲り受けて適正に管理する。」

議案第11号、受付番号3番、所有権移転、譲渡人、F、譲受人、G、調査書に表記されているとおおり、特に問題見受けられません。以上、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 久保田委員、お願いします。

久保田委員 当該地は、譲受人の所有する宅地の隣地に所在しており、宅地でも問題無いような農地です。譲受人の尾崎さんは、まだ若く職業も会社員とありますが、農業経験は無いのでしょうか。

佐山書記 農業経験はありません。自宅の隣地なので、これから営農されると思います。

議長 皆様方から何か御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可ことに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号 4, 譲渡人、H、住所、大柿町〇〇、職業、無職。 譲受人、I、住所、呉市〇〇、職業、自営業。 所在地、江田島町〇〇__丁目__番の 1 筆、面積は 498 m ² 。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢のため農地の管理が難しくなったので、現在まで使用貸借により管理していた譲受人に無償で譲り渡す。」譲受人は「譲渡人の希望により譲り受ける。」 議案第 11 号、受付番号 4 番、所有権移転、譲渡人、H、譲受人、I。調査書に表記されているとおり、特に問題は見受けられません。以上、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。
議 長	この案件は、私が現地確認を行いましたので説明します。現地写真でわかりますように、当該地にはオリーブが植わっていました。1 筆で 3 段の畑で多少の雑草がありましたが、問題無いと思われます。何か御質問等ございますか。
久保田委員	譲受人は〇〇でどの位の畑で営農されているのでしょうか。
佐山書記	約 1,200 m ² です。
議 長	他に御質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は次をお願いします。
兼平書記	番号 5、譲渡人、J、住所、大柿町〇〇、職業、無職。 譲受人、K、住所、大柿町〇〇、職業、無職。 所在地、大柿町〇〇字●●__番__の 1 筆、面積は 484 m ² 。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢で耕作困難になり、譲受人と売買の合意が得られたので有償で譲り渡す。」譲受人は「申請地周辺の農地を所有しており、営農の規模拡大のため譲り受ける。」 議案第 11 号、受付番号 5 番、所有権移転、譲渡人、J、譲受人、K、調査書に表記されているとおり、特に問題は見受けられません。以上、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。
議 長	中福委員、お願いします。

中福委員	今、事務局が説明されたとおり問題は見受けられません。よろしくお願ひします。
議長	他に御質問等ございますか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。以上で3条の審議を終わりました、議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局は説明をお願いします。
兼平書記	議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和3年7月27日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号1、L、住所、能美町〇〇、職業、無職。 所在地、能美町〇〇字●●__番__、__番__の2筆、面積は1,119㎡。 申請理由は「高齢になり農地としての適正な管理が困難になった。近所で共同住宅の需要があると聞き、アパート経営をすることになったため、農地転用申請を行う。」以上、御審議をお願いします。
議長	久保田委員、お願いします。
久保田委員	許可そのものに関係は無いのですが、アパート前面の進入路が狭いので、車の離合が難しいため、いずれ市に道路拡張の要望があると思います。この地区は最近、やたら共同住宅が建っているように感じます。
議長	他に質問等ございますか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
中福委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。以上で4条の審議を終わりました、議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明してもらいます。
兼平書記	議案13号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令

和3年7月27日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、M、住所、能美町〇〇、職業、会社社長。

譲受人、N、住所、能美町〇〇、職業、無職。

所在地、能美町〇〇字●●__番__の1筆、面積は23 m²。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人の希望により、墓に必要な部分の土地を分筆し、譲受人に有償で譲り渡す。」譲受人は「山にある墓を平地に移設して管理するため、当該地を譲り受け墓地に転用する。墓埋法の申請も同時進行で申請済みです。」以上、御審議をお願いします。

議長 久保田委員、お願いします。

久保田委員 当該地の隣地に、既に墓がありましたし、墓埋法の申請も行っているのであれば、何ら問題無いと思います。

議長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号2、譲渡人、O、住所、広島市佐伯区、職業、無職。

譲受人、P、住所、広島市南区、職業、会社員。

所在地、大柿町〇〇字●●__番__、__番__の2筆、面積は413 m²。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢で農地の適正な管理が難しく、子供達も市外に居住しており、適正な管理が難しいため、有償で譲り渡す。」譲受人は「市外に居住しているが、江田島市に移住を計画しており、住宅を新築する予定があるため、譲り受ける。」以上、御審議をお願いします。

議長 村上委員、お願いします。

山田委員 今の事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくお願いします。

議長 他に質問等ございますか。

久保田委員 譲受人のPさんの年齢は、だいたいでもいいですが。

佐山書記 まだ若いです。40代だったと思います。

議 長	他に質問等ございますか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号3、譲渡人、Q、住所、兵庫県相生市、職業、会社員。 譲受人、R、住所、能美町〇〇、職業、建設業。 所在地、能美町〇〇字●●__番__の1筆、面積は2,547 m ² 。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「遠方に住んでいて父から相続した当該地の管理が出来ないので、譲受人の希望により有償で譲り渡す。」譲受人は「申請地近辺で工事用の真砂土の採掘をしており、当該地の売買について譲渡人と合意が得られたので規模拡大のため譲り受け、将来は資材置場にする。」以上、御審議をお願いします。
議 長	田中委員、お願いします。
田中委員	今、事務局が説明したとおりに間違いありませんので、よろしくをお願いします。
議 長	何か質問等、ありますか。
清水委員	今回の当該地は面積も広く、近隣に農地や宅地が無いので関係ないと思いますが、以前、三高で垂直に近い角度に削り出し、大雨でその土地の下流にあった宅地や畑に土砂が流れ込んだことがあります。今は昔と違い、降雨量も想定外に多い時もあり、家にいるときも怖い感じさえあります。周りに畑や宅地がある場合には農業委員会としても、よく注意しなければと思います。
議 長	農業委員会としての権限の有無は別として、注意しないといけない時は、指示をお願いします。今回は、大丈夫ですよ。
佐山書記	今回は、かなり山林化した山奥にありまして近隣に宅地もありませんので、問題無いと思います。また、今後も現地確認の場合には農業委員さんにも鋭い目で確認してもらい、指示をお願いします。
議 長	今回の様に資材置場やごみの不法投棄など、知らない間に勝手に行われている場合がありますので、我々、農業委員も日頃から注視、確認を怠らないようにしましょう。

久保田委員	私は当該地に現地確認に行ったのですが、土地に入って土砂を削っているところまでは、かなり奥まっているので土砂崩れ等の心配は無いと思います。この土地も昔は、段々畑であり現況は山林、竹林の状態です。この山林を宅地や土砂を採掘する造成の許可というのは、どうなっているのでしょうか。必要はないのですかね。盛土ではないので、許可は要らないのですかね。
事務局長	開発工事に該当するのならば、手続きが必要だと思いますが。
議長	許可等が必要かどうかは調査してください。他に質問等ございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	本案件について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	先ほどの久保田委員の質問で、河中さんの年齢を聞かれ、40代とお答えしたのですが、57歳でした。
兼平書記	番号4、譲渡人、S、住所、呉市〇〇、職業、無職。 譲受人、T、住所、大柿町〇〇、職業、会社員。 所在地、能美町〇〇字●●__番__の1筆、面積は264㎡。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人の希望により、必要な土地の面積に分筆登記して有償で譲り渡す。」譲受人は「住宅を建築するため、譲渡人から譲り受ける。」以上、御審議をお願いします。
議長	久保田委員、お願いします。
久保田委員	果樹が植わってある管理された畑でしたが、分筆して家を建てることには、何ら問題ありません。
議長	他に何か御意見等、ありますか。
清水委員	最近、この案件であるように、中町近辺で家やアパート申請が多くあるような気がしますが、平地の農地はどんどん少なくなっているのですか。
佐山書記	今、清水委員から指摘されましたとおり中町の黒張、下向野、上向野という地区では、住宅や集合住宅が多く建てられています。そのため農地法第4条、5条での転用許可申請が多く、平地の農地は少なくなっています。

清水委員 家やアパートを建てる農地は、どうしても造成しやすい平地を選択しますよね。そのため、優良農地が少なくなっているような気がします。時代の流れと言われると、どうしようもないですが。

久保田委員 農業委員会とは全く関係無いのですが、最近、中町の住宅の需要が多く一極集中しているような気がします。高田での農地の流動は殆ど無い状態です。行政の職員出身者から申しますと、あまり一極集中は好ましくないと思います。

議長 他にございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致でございますので許可とします。以上で農地法第5条の審議を終わります。議案第14号、非農地証明の申請について、事務局から説明してもらいます。

兼平書記 議案第14号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和3年7月27日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。
番号1、申請人住所、広島市南区、氏名、U。
所在地、能美町〇〇字●●__番__、地目、台帳、畑、現況、山林、面積、3,364 m²。
申請理由は「30年位前までは親が耕作をしていたと記憶しているが、その後、長期間耕作していないので現況、竹林となっている。」地目変更のために申請するものです。

議長 田中委員、お願いします。

田中委員 今の事務局の説明に間違いありません。よろしくお願いします。

議長 他に質問等、ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可について賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。以上で非農地証明の申請を終わりました。議案第 15 号の空き家付き農地指定登録申請について、事務局は、説明をお願いします。

兼平書記 議案第 15 号、空き家付き農地指定登録申請について。農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び江田島市空き家に附属する農地の別段面積設定要領第 4 条の規定により、次のとおり指定登録申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 3 年 7 月 27 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号 1、申請人住所、江田島町〇〇__丁目、氏名、V。

所在地、江田島町〇〇__丁目__番__の 1 筆、面積は 559 m²。

申請理由は、「隣接する宅地及び家屋を一体として売却したいが、当該地の地目が農地であることに加え、下限面積の 1,000 m²を下回るため空き家付き農地として申請する。」

現地写真のとおり、空き家と対象農地は隣接する土地であるため、問題はありません。以上です。御審議をお願いします。

議長 山田委員、お願いします。

山田委員 この案件は、空き家と農地が隣接しているものであり、別に問題は無いと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 他に御質問等、ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。以上で空き家付き農地指定登録申請を終わりました。議案第 16 号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。

兼平書記 議案第 16 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和 3 年 7 月 27 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

今月は、4 件の申請がありました。

番号 1、所在地、江田島町〇〇__丁目__番__、面積、483 m²、所有者、安芸郡〇〇、W、権利の種類、所有権、借主、江田島町〇〇、X、利用権の種類、使用貸借権、内容、野菜、始期、公告日の翌日、終期、令和 8 年 6 月 30 日。

番号 2、所在地、能美町〇〇字●●__番__、面積、1,084 m²、所有者、能美町〇〇、Y、権利の種類、所有権、借主、能美町〇〇、Z、利用権の種類、使

用貸借権、内容、果樹（柑橘類）、始期、公告日の翌日、終期、令和13年7月31日。

番号3、所在地、江田島町〇〇__丁目__番__、面積、1,179 m²、所有者、江田島町〇〇、a、権利の種類、所有権、借主、能美町〇〇、b、利用権の種類、使用貸借権、内容、野菜、始期、公告日の翌日、終期、令和6年3月31日。

番号4、所在地、江田島町〇〇__丁目__番__、面積、1,285 m²、所有者、江田島町〇〇、c、権利の種類、所有権、借主、江田島町〇〇、d、利用権の種類、貸借権、内容、野菜、始期、公告日の翌日、終期、令和8年7月31日。

以上4件です。御審議をお願いします。

議長 今の4件について何か御質問等、ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。本計画の決定について、賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で本計画について決定とします。続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局からお願いします。

事務局長 空き家付き農地について、御報告します。2月から継続している案件です。江田島市空き家に附属する農地の別段面積設定要領の運用基準について、説明します。前回6月の農業委員会の際に「筆界が接していること」の運用基準について、里道や水路を介して空き家と農地が離れているとか、ずれていても点で接していれば、認めるという認識であります。その際に運用基準を文章で表すとお約束して、久保田委員にも事前に確認していただき、運用の基準（案）を示しました。2月からの話に戻りますと、山田委員に御指摘されたことで、ガイドラインを依頼されておりました。そのため、今回の運用基準（案）を認めていただきたいと思いますと思っております。

また、委員さんをせかす訳ではないのですが、「別段面積（下限面積）の設定（案）について」とありますが、農業委員会の適正な事務運営実施について、平成22年12月から毎年、別段面積の設定又は修正について農業委員会総会にて、検討、承認することになっています。方針としまして、①現行の別段面積（下限面積）は、10アールを継続するとあり、②空き家の存在する宅地と同時に取引され、境界を接する農地については、下限面積を設定しないとあります。今は継続して審議している状況ですから、最初に申しました運用基準を認めていただき、次の総会で議案としてお計りさせていただきたいと思っております。文言等の修正等がありましたら、次回総会までに事務局へ御意見をいただきたいと思いますと考えております。また、このガイドラインで良いと思われたなら、次回総会の議案で承認をいただきますので、よろしくをお願いします。以上、空き家に附属する別段面積についてでした。

議 長 どうでしょう。この事務局（案）でよろしいのでは、ないでしょうか。

委 員 良いと思います。異議無し。

議 長 この事務局（案）で、皆様の了承を得たことにいたしますので、次回、総会の議案にてお諮りさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長 また、意見等ありましたら御連絡ください。よろしくお願いいたします。

議 長 何もなければ本総会を終了させていただきます。ありがとうございました。